

平成16年3月1日(月)
午後2時00分から3時34分
ホテル東日本宇都宮「大和」

第2回宇都宮地域合併協議会 会 議 録

第2回 宇都宮地域合併協議会会議録

1 出席者

- ・会長 福田 富一
- ・副会長 猪瀬 成男 手塚 順一 玉生 勝経
- ・委員 小野里 豊 山崎 守男 須賀 万里子 築 郁夫
湯澤 博 竹原 卓郎 貝賀 芳夫 松本 清
石川 伍一 稲葉 信子 吉沼 正夫 渡辺 清
江連 俊 藤江 政夫 斎藤 勝 手塚 早苗
福島 邦夫 柴山 昭宣 福田 栄 加藤 幸雄
釜井 傳一郎 南木 昭男 中村 祐司 沼田 良
(遅参1名)

2 欠席者

- ・委員 江連 功 鱒淵 幸三 伊澤 茂 田村 澄夫

3 出席した事務局職員等

- ・事務局長 栗田 幹晴 ・事務局次長 大林 厚雄
- ・行政経営部長 河原 正明 ・保健福祉部長 檀淵 清
- ・政策審議室長 横松 薫 ・行政経営課長 渡辺 孝夫
- ・消防本部総務課長 黒須 賢

4 議 事

報告事項

- (報告第4号) 各種事務事業の取扱いについて

審議事項

- (議案第11号) 一般職の職員の身分の取扱いについて
- (議案第12号) 条例, 規則等の取扱いについて
- (議案第13号) 慣行の取扱いについて
- (議案第14号) 介護保険事業の取扱いについて
- (議案第15号) 消防団の取扱いについて

協議事項

- (協議第1号) 市町建設計画について
- (協議第2号) 地域自治制度について

その他

協議内容の概要

事務局の進行により本会が開かれる。

はじめに、会長である福田富一宇都宮市長による挨拶が行われ、その後、事務局より、出席委員の確認が行われた。(31名中26名出席)

続いて、議長より本会議における会議録署名委員2名が指名される。(貝賀委員, 築委員)
次に、報告事項に入る。

事務局より報告第4号「各種事務事業の取扱いについて」の説明が行われ、承認された。

続いて、審議事項に入る。

事務局より、議案第11号「一般職の職員の身分の取扱いについて」の説明が行われた。

河内町の福田(栄)委員より職員の定員適正化計画と職員の配置について質問が出され、合併後に計画を策定し、適正な職員数にする。職員の配置についてはこれから協議するという説明があった。(事務局回答、発言者了解)(原案通り可決)

次に、議案第12号「条例、規則等の取扱いについて」の説明が行われた。

河内町の福田(栄)委員より、施設の利用費の調整について質問が出され、現在協議中であるという説明があった。(事務局回答、発言者了解)(原案通り可決)

次に、議案第13号「慣行の取扱いについて」の説明が行われた。

会長より、市の鳥及び市民の日の取扱いについて質問が出され、市の鳥については将来的に制定することも考えられる、市民の日については当面4月1日とするという説明があった。(事務局回答、発言者了解)(原案通り可決)

次に、議案第14号「介護保険事業の取扱いについて」の説明が行われた。

上河内町の藤江委員より、宇都宮市の低所得者に対する保険料の減免制度を3町にも適用するのかどうか質問が出され、減免制度は3町にも適用するとの説明が行われた。(事務局回答、発言者了解)(原案通り可決)

次に、議案第15号「消防団の取扱いについて」の説明が行われた。

上三川町の松本委員より、上三川町の消防組合の取扱いについて質問が出され、上三川町の消防組合については、石橋町消防組合から退会し、宇都宮市の消防本部に入っていたが、その財産等の取扱いについては今後検討していくとの説明があった。(事務局回答、発言者了解)(原案通り可決)

続いて、協議事項に入る。

まず、事務局より、協議第1号「市町建設計画について」市町建設計画小委員会での現在までの審議状況の説明が行われた。

上三川町の藤江委員より、合併特例債と市町建設計画に計上する事業について質問が出され、主要事業として市町建設計画に計上された事業については、10年間の中で実施し、合併特例債については、適債事業として認められるものに活用していくとの説明があった。(事務局回答、発言者了解)

次に、協議第2号「地域自治制度について」の説明が行われた。

上三川町の稲葉委員より、(仮称)地域自治協議会への女性委員の登用について質問が出され、女性委員の比率については検討するとの説明があった。(事務局回答、発言者了解)

河内町の福田(栄)委員より、(仮称)地域自治協議会は10年で廃止されるのか、また、その意見は、市の予算編成等にまで反映されるのかとの質問が出され、(仮称)地域自治協議会は、条例で担保し、恒久的に継続すること、そしてその議論が地域行政機関の予算の中に反映できるように検討しているという説明があった。(事務局回答、発言者了解)

続いて、沼田委員及び中村委員より、地域自治制度について感想が述べられた。

次に、事務局より第3回協議会のお知らせがあった。

最後に猪瀬副会長、玉生副会長及び手塚副会長から意見等が出された後、会議終了となる。

午後2時00分 開会

事務局（栗田事務局長）

定刻となりましたので、ただいまから「第2回宇都宮地域合併協議会」を開会いたします。

はじめに、委員の皆様にお詫びを申し上げます。本来、本日は宇都宮市役所の方で協議会を開く予定でしたが、市役所は年度末あるいは税の申告等で駐車場が大変混み合っております。急遽、会場を変更いたしました。ご了承いただきたいと思います。

それでは、会議に入ります前に、出席委員の報告をさせていただきます。本日の会議につきましては、副会長を含む委員31人中26人のご出席をいただいております。協議会規約第9条第2項の規定に基づく委員の半数以上のご出席をいただいておりますので、会議が成立していることをご報告いたします。

はじめに、会議に先立ちまして、宇都宮地域合併協議会会長の福田富一宇都宮市長よりご挨拶を申し上げます。

福田会長

皆さんこんにちは。年度末、大変お忙しいところ、お集まりをいただきましてまことにありがとうございます。

第2回宇都宮地域合併協議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

3月に月が変わりました。今日は県内多くの高校で卒業式が実施されております。卒業生にとっては新たなスタートの日となりました。私たちは、そうした次代を担う人たちのためにも有意義な意見交換をしてみたいと存じますので、よろしく願いいたします。

市町村合併の協議は、全国各地域で活発な議論がされており、法定合併協議会設置数は2月10日現在で509協議会に達し、参加自治体の数も1,898市町村となっております。当協議会は2月1日に法定合併協議会を設置し、第1回の合併協議会では協議会の各種規程や事業計画、収支予算、さらには合併協定基本項目などをご協議いただき、具体的な合併協議に臨む方向性を決定いただきました。

本日の会議は、自治体の基本となる条例、規則等の取扱いや一般職員の身分の取扱い、さらには住民生活に密着する消防団の取扱いや介護保険事業の取扱いなどについてご協議をお願いしたいと考えております。皆様方の活発なご発言をお願い申し上げまして、開会に当たりましての挨拶といたします。

事務局（栗田事務局長）

ありがとうございました。

続きまして、早速会議に入らせていただきます。

会議の議長は、協議会規約第9条第3項の規定に基づき福田会長をお願いいたします。

よろしく願いいたします。

議長（福田会長）

それでは早速会議に入ります。

会議次第3の「会議録署名委員の選任」をいたします。

本日の会議録署名委員は、上三川町の貝賀芳夫委員と、宇都宮市の築郁夫委員にお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、会議次第4の「報告事項」に移ります。

会議資料1ページの報告第4号「各種事務事業の取扱いについて」事務局の説明を求めます。

事務局（大林事務局次長）

それでは「各種事務事業の取扱い」につきましてご説明いたします。

第2回会議資料の1ページをご覧ください。報告第4号「各種事務事業の取扱いについて」。各種事務事業の取扱いのうち、総務専門部会、保健福祉専門部会が所管いたします事務事業につきまして、別紙のとおり調整いたしましたので、ご報告するものでございます。

各種事務事業の取扱いにつきましては、今回初めて報告する事項でございますので、その取扱いについてご説明いたします。1ページの下段をご覧ください。

市町村の合併に際しましては、それぞれの市町村が行っております各種の事務事業につきまして、新市としてどのように取扱うかの協議・調整を行うこととなりますが、本協議会におきましては、2,000を超える事務事業が協議・調整の対象となります。こうした各種事務事業の調整につきましては、専門的な協議・調整を行うために設置しております専門部会におきまして合併後の取扱いについて協議・調整を行い、調整が整った事項につきまして、協議会におきましては報告事項として総括的な説明を行ってまいります。

また、本日は、総務専門部会、保健福祉専門部会におきまして調整の整ったものを提出しておりますが、調整が整ったもののうち、住民生活に密着し、著しい影響を与える事項等につきましては、合併の方式などの自治体の存立に関わる基本的な事項や、議員の取扱いなど合併特例法による協議事項などと同様に、合併協定書の項目として審議をお願いしたいと存じます。

したがって、報告事項のうち、審議の結果、変更があるものにつきましては、再度協議・調整を行うことで、その調整案についての精度を確保したいと考えております。

2ページをご覧ください。各種事務事業調整案総括表についてご説明いたします。まず1番目の項目として、調整の状況についてでございますが、こちらは各専門部会が所管いたします事務事業の総数と、既に提出いたしました事務事業数、第2回の協議会に提出いたしました事務事業数、まだ提出していない事務事業数を一覧にしたもので、現在のところ、調整対象となっております2,099の事務事業等のうち、今回は26事業を提出しているということでございます。

次に2の調整案の状況についてでございますが、こちらは協議会に提出いたします事務事業につきまして、行政制度の調整方針の「現行のまま存続」から「廃止の方向で調整する」までの5つの区分に応じて、どのようになっているかを整理したものでございまして、26事業のうち、宇都宮市の制度を基準に調整し、合併時に調整するものが24事業、合併までに方向付けを行い、新市に移行後速やかに調整するものが1事業、段階的に調整するものが1事業ということでございます。

次のページ以降は、各専門部会ごと、また行政制度の調整方針ごとに、各専門部会から提出されました、それぞれの事務事業ごとに策定いたしました調査票の内容を整理したものととなっております。

3ページの上段に記載されておりますように、まず、総務専門部会が所管する事務事業のうち、消防団に関する8つの事務事業につきましては、消防団の組織や報酬等を含め、(2)のとおり、すべて宇都宮市の制度を基準に調整するものとなっております。

次に5ページをお開きください。保健福祉専門部会が所管する事務事業のうち介護保険事業に関する18の事務事業につきましては、実態調査や広報・啓発など16の事務事業は、新市として一体的に実施することが必要であること等の観点から、宇都宮市の制度を基準に調整するものとなっております。

次に11ページをお開きください。介護保険事業計画の策定・進行管理につきましては、次期計画が平成18年度からのものであることから、新市に移行後速やかに調整するものとし、12ページの賦課につきましては、各市町におきまして格差がございますことから、段階的に調整するものとなっております。

以上で各種事務事業の取扱いについての説明を終わります。

議長（福田会長）

報告第4号につきまして、12ページまで事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質問をお願いいたします。事務局報告にもありましたように、専門部会で調整をしていただいたものでございます。

それでは、ないようでございますので、報告第4号「各種事務事業の取扱い」につきましては、ご承認をいただくことでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（福田会長）

それでは、報告第4号はご承認をいただいたものといたします。

続きまして会議次第5の「審議事項」に移ります。

会議資料13ページの議案第11号「一般職の職員の身分の取扱いについて」、専門部会の説明を求めます。

事務局（河原行政経営部長）

総務専門部会長の宇都宮市行政経営部長の河原でございます。

それでは、議案第11号「一般職の職員の身分の取扱いについて」ご説明いたします。
資料13ページと参考資料1～2ページを併せてご覧ください。

まず、議案の内容ですが、本文中に記載のとおり、まず第1項として、教育長を除く一般職の職員は、すべて宇都宮市の職員として引き継ぐものとし、職員数については、新市において定員適正化計画を策定し適正化に努めるものとするというものであります。

次に第2項として、職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、宇都宮市の職員と不均衡が生じないよう公正に取扱うものとし、その細目は、1市3町の長が別に協議して定めるとするものであります。

引き続き詳細についてご説明いたします。

別冊の参考資料の1ページをご覧ください。中段以下に、1市3町のデータとして、平成15年4月1日現在の職員数、職員定数、平均年齢、平均給与月額、職員一人当たりの人口をそれぞれ記載しております。

先進事例につきましては、参考資料2ページの(1)に記載のとおり、近年の編入合併の事例として、新潟市、大船渡市、長野市の例を記載しておりますが、それぞれご覧のような協定文となっております。若干の表現の違いはございますが、同様な協定文となっております。

また(2)の関係法令につきましては、市町村の合併の特例に関する法律第9条を抜粋しましたが、第1項では、一般職の職員が身分を保有するように措置しなければならないこと、また第2項では、身分の取扱いは職員すべてに通じて公平に処理することと規定されており、これら法の規定及び先進事例を基に協定文を作成したものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（福田会長）

議案第11号につきまして、専門部会の説明が終わりました。ここで質疑を行います。
ご意見のある方はお願いいたします。

福田（栄）委員（河内町）

河内町の福田です。職員の定数でございますけれども、定員適正化計画なるものはどのように推移されるのかお聞きしたいと思います。

それと、この中には入っていないので私の方から聞きたいのですが、職員の配置はどのように考えられるのか、ここで答えできるのか、お尋ねしたいと思います。

議長（福田会長）

はい，事務局。

事務局（河原行政経営部長）

まず第1点目の職員の適正化計画につきましては，合併後に新市の職員の適正化計画を作るということでございます。ですから，平成17年度に職員の適正化計画を作りまして，その後，適正な職員数にしていくということです。合併当時は全部，宇都宮市で引き受けるということです。

職員の17年度の配置につきましては，これからそれぞれの市町の間で協議を進めていくものでございます。

議長（福田会長）

ほかにございませんか。

事務局の説明にありましたように，市町村の合併の特例に関する法律の中で，身分の保有，公正な処理が法律で決められておりますので，ただいま福田委員からご質問がありました適正化計画あるいは異動につきましては，適正化計画については平成17年度に，合併については1市3町の長が別に協議して身分の取扱いについて決めることになっておりますので，その点についてはお任せいただければと思います。よろしいですか。

それでは，お諮りいたします。議案第11号「一般職の職員の身分の取扱いについて」は原案のとおり決定することよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（福田会長）

ありがとうございます。それでは議案第11号は異議ないものとしたし，原案のとおり決定いたします。

続きまして，会議資料14ページの議案第12号「条例，規則等の取扱いについて」，専門部会の説明を求めます。

事務局（河原行政経営部長）

議案第12号「条例，規則等の取扱いについて」ご説明いたします。資料の14ページをご覧くださいと思います。参考資料は3～5ページですので併せてご覧ください。

まず議案の内容ですが，本文中に記載のとおり，宇都宮市の条例，規則等を適用する。ただし，事務事業の取扱い等についての調整結果を踏まえ，条例，規則等の新規制定，一部改正等が必要なものについては所要の措置を行うものとするというものであります。

合併の方式が編入合併になったことによりまして，編入される上三川町，上河内町，河

内町の条例，規則等は失効し，基本的には編入する宇都宮市の条例，規則等を適用することになります。ただし，現在協議中であります事務事業の取扱い等の調整経過を踏まえ，所要の改正などの措置を行おうとするものであります。

参考資料3ページをご覧ください。平成15年4月1日現在の1市3町における条例，規則等の数をそれぞれ記載しております。

また，先進事例につきましては，さいたま市ほか8市の例を4～5ページに記載しております。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長（福田会長）

議案第12号につきまして専門部会の説明が終わりました。ここで質疑を行います。ご意見，ご質問等がございましたらお願いいたします。

福田（栄）委員（河内町）

条例，規則ですが，当初，私の認識している中では，住民サービスを低下させないというのが原則かなと思っております。したがって，この規則，条例の中に，例えば施設の利用費負担は相当各町ともばらつきがあると思います。これは要望になるのか分かりませんが，この辺の調整は，例えばある施設は500円とったよ，こっちは施設はただだよということで，どのような調整を考えているのかお願いしたいと思います。

議長（福田会長）

はい，事務局。

事務局（河原行政経営部長）

使用料等の格差の問題だと思っておりますが，使用料・手数料につきましては，それぞれの市町において若干異なっております。これにつきましては，それぞれの施設を所管する専門部会において，スタート時に統一するのか，それとも激変緩和的に調整をするのか，ただいま協議中でございます。協議が整い次第，この協議会に提案させていただきたいと存じます。

議長（福田会長）

使用料等については，現在協議中でございますので，整い次第，改めてこの場にお出しをして協議を願うということでございます。

ほかにございませんか。

ここの文章の中にある「一部改正等が必要なものについては，所要の措置を行うものとする」の「所要の措置を行うものとする」ものについては，既にいくつかリストアップさ

れているのですか、あるいは全くないということですか。

事務局（渡辺行政経営課長）

現在，専門部会におきまして調整中でございますが，現時点ではまだ出てきておりません。これから出てくるものと思われま

議長（福田会長）

ほかにございませんか。

ないようでございますので，お諮りいたします。議案第12号「条例，規則等の取扱い」につきましては，原案のとおり決定することによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（福田会長）

ありがとうございます。それでは，異議なしということでございますので，議案第12号は原案のとおり決定といたします。

続きまして，会議資料15ページの議案第13号「慣行の取扱いについて」，専門部会の説明を求めます。

事務局（河原行政経営部長）

それでは議案第13号「慣行の取扱いについて」ご説明させていただきます。参考資料6～11ページもあわせてご覧ください。

まず議案の内容でございますが，本文中に記載のとおり，宇都宮市の制度に統一する。

なお，各町の慣行については，各地域において引き続き継承していくというものであります。

合併方式が編入合併になったことによりまして，慣行につきましては，基本的には宇都宮市の制度に統一されるものであります。しかしながら，各町における慣行を廃止するのではなく，引き続き各町で地域のシンボルとして継承していこうとするものであります。

参考資料の6～9ページにかけて，1市3町の慣行である市町章，市町民憲章，市町の歌，市町の木，市町の花，市町の鳥，市町民の日を掲載しております。

先進事例につきましては，参考資料10～11ページに，新潟市の例のほか6市の例を記載しております。以上で説明を終わらせていただきますが，よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長（福田会長）

議案第13号につきまして，専門部会の説明が終わりました。参考資料につきましては

6～11ページまでとなります。ご意見等がございましたらお願いいたします。

では、私からお聞きします。例えば宇都宮市は鳥についての定めはないわけですが、上三川とか上河内はシラサギ、ヒバリとあります。今後の協議の中で、シラサギまたはヒバ리를宇都宮市の鳥として新たに決めていくことになるのか、当面なしのままいくのか。

さらに、市民の日については、宇都宮市は4月1日になっていますが、上河内町は7月1日です。これは、合併に伴って、合併日ということもあるかもしれませんが、新たに市民の日というものを制定していくことが必要になってくるのか、あるいは現行のまましていくのか、この2つをお願いします。

事務局（渡辺行政経営課長）

まず鳥ですが、宇都宮市においては現在定めていないところでございます。現時点におきましては、鳥を定める必要があるかどうか結論は出ておりませんが、今後、皆さんと協議しながら、将来的に制定することも考えられるかと思われます。

2つ目の、市民の日につきましては、宇都宮市の市民の日である4月1日で当面いきたいと考えております。よろしくをお願いします。

議長（福田会長）

ほかにご意見ございませんか。

説明がありましたように、シンボル、町章あるいは憲章、こういうものについては、引き続き各地域で使っていくことが原則だということでございます。

それでは、ないようでございますので、お諮りいたします。議案第13号「慣行の取扱いについて」は、原案のとおり決定することよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（福田会長）

ありがとうございます。それでは議案第13号は異議なしということでございますので、原案のとおり決定いたします。

続きまして会議資料16ページの議案第14号「介護保険事業の取扱いについて」、専門部会の説明を求めます。

事務局（檀淵保健福祉部長）

保健福祉専門部会長の宇都宮市保健福祉部長の檀淵と申します。

議案第14号「介護保険事業の取扱いについて」ご説明いたします。16ページでございます。

介護保険事業の取扱いについては、次のとおりとする。

1 第1号被保険者の保険料については、合併年度及び平成17年度は不均一賦課とし、平成18年度からは第3期介護保険事業計画により算定した保険料で統一する。

2 市町村特別給付（紙おむつの支給）については、平成17年度から宇都宮市の制度に統一する。

3 その他の諸事務については、基本的に宇都宮市の制度に統一することといたしました。

引き続きまして詳細についてご説明いたします。参考資料12ページをお開き願います。

まず現状についてであります。1の介護保険料につきましては、平成15年度から始まりました第2期介護保険事業計画に基づき、介護給付に必要な費用などから算出したものであります。1市3町とも所得段階別5段階方式を採用しておりますが、介護保険料は異なっております。

次に、2の納期についてであります。普通徴収の納期は、宇都宮市が8期、各町は6期となっております。

次に、3の独自減免についてであります。宇都宮市のみが低所得者の独自減免を実施しております。

合併に向けての課題といたしましては、介護保険料は負担の公平性の観点から、1つの保険者においては1つであることが原則とされており、サービスの利用状況や施設設置状況などを勘案し、介護保険事業計画の中で定めることとなっております。合併に際しましては、当面、現在の計画を推進することが必要であることから、新市としての新しい計画と統一した保険料につきましては、平成18年度からの次期計画において反映させていくことといたしました。

なお、国の見解におきましても、住民生活に大きな影響を与えないよう不均一の賦課を行うことが認められております。これらを踏まえ、調整の方向性1につきましては、第1号被保険者の保険料につきましては、合併年度及び平成17年度は不均一賦課とし、平成18年度からは第3期介護保険事業計画により算定した保険料で統一するという調整をいたしました。

次に、市町村特別給付は、宇都宮市のみ、紙おむつ購入費の支給を実施しております。

各町においては、介護保険事業によらず一般施策として、対象者の範囲や支給額が若干異なりますが、支給を行っております。

特別給付につきましては、新市の住民に対してサービスの不公平性を期さないように全市的に取り組む必要があることから、調整の方向性2につきましては、市町村特別給付、紙おむつの支給については、平成17年度から宇都宮市の制度に統一するという調整をいたしました。

最後に調整の方向性3につきましては、申請受付や認定審査の手法など、その他の諸事務については、基本的に宇都宮市の制度に統一するという調整をいたしました。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（福田会長）

事務局にお尋ねしますが、17年度は不均一ですが、18年度というのは、3年ごとの見直しを17年度中にやって、18年度当初から全国的に新たに、各自治体によって違いますけれども、一斉にスタートするということがいいですね。

事務局（檀淵保健福祉部長）

そういうことです。

議長（福田会長）

介護保険制度は3年ごとに見直しすることが決められておりますので、18年度がその見直しの時期である。ですから17年度中に内容を見直した上で、18年の4月1日から、全国的に、各自治体ごとに見直しをした上で新たにスタートする、こういうことになっておりますので、第3期の介護保険事業計画というのは、3年ごとの見直しという意味でございます。それではご意見をいただきたいと思えます。はい、藤江委員。

藤江委員（上河内町）

1つだけ。保険料関係です。ただいま市長が質問した点と連動するわけですが、具体的に18年度からということはいいとして、独自減免というのが宇都宮市の制度としてございます。3町はないということです。17年度の議論の中で決定されていくことは承知の上ですが、独自減免制度というのは当然行政サービスのアップにつながることで、この方向性が現段階で議論になっているかどうかお聞きしたいと思います。

議長（福田会長）

事務局、独自減免を3町に適用するかどうかということです。

事務局（檀淵保健福祉部長）

お答えいたします。独自減免の制度につきましては、宇都宮市だけでなく、3町についてもこれを適用させていきたいと考えております。

議長（福田会長）

宇都宮市の制度を3町にも適用するということがございます。

ほかにございませんか。

それでは、ないようでございますので、お諮りいたします。議案第14号「介護保険事

業の取扱いについて」は、原案のとおり決定することによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長(福田会長)

それでは、異議なしということでございますので、議案第14号は原案のとおり決定いたします。

続きまして会議資料17ページの議案第15号「消防団の取扱いについて」、専門部会の説明を求めます。

事務局(河原行政経営部長)

議案第15号「消防団の取扱いについて」ご説明させていただきます。参考資料は16～18ページでございます。併せてご覧ください。

議案の内容でございますが、本文中に記載のとおり、まず第1項として、消防団については、宇都宮市消防団に統合し、各町消防団は分団とするというものであります。

第2項として、消防団員については、宇都宮市消防団に引き継ぐものとするというものであります。

第3項として、消防団員の報酬・費用弁償については、宇都宮市の制度に統一するというものであります。

引き続きまして詳細についてご説明いたします。参考資料の16ページをご覧ください。

中段以下に記載されていますように、現在1市3町ともそれぞれ消防団を設置しております。消防団は地域密着性、要員、動員力及び即時対応力を有していることから、大規模災害時を始めとして、地域の安全確保のため大きな役割を担っており、さまざまな機会をとらえ、その充実強化が求められております。また、消防防災活動の一体性を確保するためにも、統一した消防団が望まれるところであります。このようなことから、各町の消防団を宇都宮市消防団として統合しようとするものであります。

また、消防団員の報酬・費用弁償については、1市3町ともそれぞれ金額が異なっておりますが、団員の役割、責任などについて基本的に相違がないことから、宇都宮市の制度に統一しようとするものであります。

先進事例につきましては、参考資料17ページ記載のとおり、近年の編入合併の事例として、新潟市、福山市、岐阜市、高知市の例を記載しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長(福田会長)

議案第15号につきまして説明が終わりました。ここで質疑を行います。ご意見をお願

いいいたします。はい，松本委員。

松本委員（上三川町）

上三川の松本でございます。これは町におきまして一般消防団員だと思いましたが，上三川町には今，5町での消防の組合がございます。常備消防というものがございますが，これについてはこれからどのような取扱いをされるのかお聞きしたいと思えます。

議長（福田会長）

事務局お願いします。

事務局（黒須消防本部総務課長）

上三川町が加入しております石橋地区消防本部消防組合は5町で現在組合をつくっているわけですが，消防の専門部会といたしましては，基本的には上三川町が宇都宮市消防本部の下に入るという形で進めさせていただいております。石橋町消防組合から退会をしていただき，宇都宮の消防本部に加入していただく形で進めさせていただいております。

議長（福田会長）

他に，はい，松本委員。

松本委員（上三川町）

ただいまお答えいただきましたが，これから消防団が宇都宮市に入れていただくこととなりますと，今現在，上三川の方の5町の方でも，財産の配分等いろいろな問題がございますけれども，この辺はどのようなお考えでいるのかお聞きしたいと思えます。

議長（福田会長）

事務局，広域の財産の扱いについてです。

事務局（黒須消防本部総務課長）

ただいま申しましたとおり，石橋地区消防組合に上三川町が加入しておりますので，その財産等につきましては，今後の検討課題とさせていただきます。

松本委員（上三川町）

はい，わかりました。

議長（福田会長）

ほかにございせんか。

表をご覧いただきますとお分かりのように、宇都宮の消防団長以下団員はいずれも、ほかの町より安い報酬でございます。がしかし、宇都宮市の団の報酬は全国の中では上の方なのです。ですから栃木県の消防団の報酬がいかに全国レベルで高いかということでございます。本来は高い方に合わせた方がいいのかもしれませんが、全国のバランスを考えますと、これでも決して宇都宮の報酬は安い方ではない、どちらかといえば中間以上に行っているということでございますので、団員の皆様方にはお骨折りをおかけするわけですがご了承賜りたいと思います。ただ、県内12市の中でも、現在宇都宮市の消防団の報酬は真ん中よりちょっと上7分目ぐらいだと思っております。少し時間をかけながら、12市の中では上位グループに入れるようにということで取り組みをしていますが、現時点では、各町の報酬については宇都宮市の方に合わせていただくことの方が現実的かと考えておりますので、ご了承賜ればと思っておりますが、ご意見を願います。

それでは、ないようでございますので、お諮りいたします。議案第15号「消防団の取扱いについて」は、原案のとおり決定することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長(福田会長)

それでは、異議なしということでございますので、議案第15号は原案のとおり決定いたします。

続きまして会議次第6の「協議事項」に移ります。

会議資料18ページの協議第1号「市町建設計画について」は、市町建設計画の策定を市町建設計画小委員会に付託しております。現在の小委員会審議状況について、小委員会事務局から説明を求めます。

事務局(横松政策審議室長)

市町建設計画についてご説明を申し上げます。19ページ、これまで取りまとめてまいりました中間報告的なものでご報告をさせていただきます。

20ページは目次でございますが、このうち から までにつきましては、これまで任意合併協議会においても報告をしてきたところでございます。これまでの高根沢町の脱会によりまして、その数値等につきましては全体を修正いたしましたが、大枠は同じでございます。

続きまして、本日はVの地域別計画の概略を、これまでの協議会や小委員会の意見を踏まえて取りまとめてまいりましたので、ご協議申し上げるものでございます。

46ページをお開き願います。Vの地域別計画ですが、それぞれの4つの地域が、それぞれの現状、課題を明らかにするとともに、地域特性を生かした個性ある発展方向と取り

組みを示し、地域づくりの主体的なまちづくりの指針として策定するものであります。

地域ごとの計画ですが、宇都宮地域におきまして、現状と課題を記載のとおり整理し、地域づくりの基本方針といたしまして、商業・業務・文化等の高次な都市機能の拡充強化を図るとともに、機能的で活力ある産業・住民活動を支える基盤や環境の整備を推進することを基本方針として、その主要施策・事業を、魅力と活力ある拠点づくり以下、記載のとおり事業を展開しようとするものであります。

次に、(2)の上三川地域におきましても、これまでの現状と課題を整理いたしまして、48ページに移りますが、地域づくりの基本方針として、広域交通機能の結節機能を十分生かし、快適な住環境を確保するための基盤整備を推進するとともに、地域活力を高める産業の振興に努めるという基本方針のもと、主要施策・事業といたしまして、住みよい暮らしを築く住基盤の充実ほか、記載のとおり事業を展開しようとするものであります。

次に、(3)の上河内地域におきましても、現状と課題を整理した上で、地域づくりの基本方針といたしまして、快適な都市生活を支える居住機能の拡充強化を図るとともに、地域農業の振興と住民活動を支援する生活基盤の整備を推進しようという基本方針のもと、主要施策・事業といたしまして、地域発展を牽引する拠点づくりを始め、記載のとおり事業を展開しようとするものであります。

次に、(4)の河内地域におきましても、現状と課題を整理する中で、地域づくりの基本方針といたしまして、都市・生活基盤が整った住宅市街地の形成をさらに進めるとともに、保健福祉、スポーツ・レクリエーションなど高い公共機能を有する施設整備を推進するという基本方針のもと、住みよい暮らしづくりを築く住基盤の充実ほか、記載のとおり事業を展開しようとするものであります。

次に51ページに移りまして、県の事業の推進であります。新市が県人口全体の25%を占めることになりまして、北関東最大の都市として、これまで以上の発展が期待される中で、県の役割といたしまして、新市と連携協力し、新しいまちづくりを積極的に支援推進することを願っております。

2 栃木県の事業といたしましては、県の21世紀プランに記載された都市内・都市間の交通ネットワークの充実など5つの柱に区分し、施策・事業の展開を求めようとするものでございます。

次に52ページ、の公共施設の適正配置につきましては、合併に伴い各種の施策が重複することが予想されます。このようなことから、今後、地域の特性、バランスを考慮することを基本として、公共施設の適正配置に努めていきたいと、基本的事項を整理するものであります。

特にその中でも小中学校や保育施設、高齢者福祉施設などにつきましては、利用者の利便性を十分配慮した上で、利用圏域の適正化や施設の適正規模の確保に努めようとするものであります。

また、その他の公共施設におきましても施設・機能の複合化・集約化を計画的に進め、

重複投資の解消に努めていきたい。そして、合併に伴いまして支障となる各町の庁舎等につきましては、地域自治制度の拠点といたしまして、必要な施設の整備を図ろうとするものを、公共施設の適正配置の基本的な考え方としようとするものであります。

次に53ページ、の財政計画についてでございますが、市町建設計画を実行するに当たりまして財政的な策定方針をまとめたものでございます。その必要性につきましては、財政計画を立てまして計画的に事業が実施できるよう、その実行性等について財源的な裏付け、検証を行いまして、事業の選択、総投資額の配分が適切に行われるようにしようとするものであります。

(2)の、財政計画の計画期間につきましては、平成16年度から平成26年度までとするところでございます。

また、の前提条件といたしましては、宇都宮市の財政運営の指針に基づいて、財政構造の弾力性の向上、それには財政運営の長期的安定性の確保を図るために設定いたしております公債費負担比率や市債残高の抑制などの財政指標を立てまして、それを目標として建設を進めていこうというものでございます。

また、合併協議会における協議事項並びに合併に伴う国、県からの財政支援などの財政上の効果を十分に見込んでいきたいということから、54ページ財政収支計画の考え方ですが、まず(1)の歳入におきましては、特に9の地方交付税の問題のうち、普通交付税でございますが、3つ目の合併特例事業の特例債の償還年度に、元利償還金の70%を見込むということで、合併特例債を使うに当たりまして、その交付税の収入を全部見込む。また、基金造成額につきましても、同様の考え方で基金造成をいたしまして、その歳入を交付税として見込もうとするものであります。

次に55ページ、20番の地方債でございます。ここにつきましても、合併特例事業(501億円)の合併特例債充当率95%を計上しようとするものでございます。また、基金造成額についても同様の地方債の発行を行い、充当率95%の金額を計上するものであります。

また(2)の歳出につきましては、6の建設計画の中では特に大きなものとなります投資的経費について、合併特例事業といたしまして、今の1市3町で計算想定されております標準全体事業費501億円につきまして、全額を計上いたそうとするものであります。さらには、そのほか積立金といたしまして、合併後の基金造成といたしまして、標準基金規模40億円を計上し、歳出の費用に充てようとするものでございます。

以上、大変雑駁ではございますが、説明を終わりますので、よろしくご協議くださるようお願いいたします。

議長(福田会長)

市町建設計画につきまして説明が終わりました。ただいまの説明につきましてご意見等をお願いいたします。はい、藤江委員。

藤江委員（上河内町）

それでは、54ページ、55ページ関係でお尋ねいたします。特に合併特例事業イコール合併特例債関係ですが、501億円ということが54・55ページに出ております。先程説明を受けました投資的経費の合併特例事業は、標準全体事業費501億円を計上するということもしました。

当然のことながら、合併支援措置の中では大きくは2つ、1つは地方交付税の算定替えと、もう一つは合併特例債だと思います。まずシンプルにお聞きしたいのですが、501億円は、先程説明がありました地域別計画を積み上げた足し算の答えとして、トータルとして501億円になったと理解してよろしいのですか。

議長（福田会長）

はい、事務局。

事務局（横松政策審議室長）

基本的には、そのような事業を組むに当たりましては、財源計画が必要でございますので、そのような考えで持っていくところですが、その事業等についてはまだ詰めてございません。全体の考え方といたしまして、計算されるべき総額501億円を今回見込み、この中で今後の事業について整理をしていきたいと考えております。

議長（福田会長）

はい、藤江委員。

藤江委員（上河内町）

まだ詰めていないという段階ですから結構ですが、となれば、いつの時点かでは当然、財政的に、501億円につながる予算措置等も含めた事業の明細がこの場に出てくると理解してよろしいですか。

議長（福田会長）

事務局、各市町の主要事業と特例事業の関連をすり合わせしたものが、どの時点で協議会の中に出るのかということです。

事務局（横松政策審議室長）

それぞれの1市3町で行います事業等については、この後、主要事業の中で記載し、また、将来構想にも記載するか、どちらかで記載してお示ししていきたいと考えておりますが、あくまでも501億円につきましては、特例債事業で使える費用ですが、これを全部

使っていくというのではなくて、これも最終的には借金でございますので、あらゆる事業について適切に見込んでいきたいと考えておりまして、全部を使っていくものではありません。

議長（福田会長）

はい、藤江委員。

藤江委員（上河内町）

当然の答えだと思います。ただ、全部を使っていけないということになれば、いつの時点かの判断があると思いますが、使っていくという前提に立てば、当然のことながら、その裏付けとなるものは市町建設計画であり、501億円を積み上げるべき個々の案件になるべきだと思いますが、それはどういう時点で判断されるものでしょうか。

議長（福田会長）

はい、事務局。

事務局（横松政策審議室長）

新しいまちになった、まちづくりを行う事業等については、全体の建設計画の中で記載してやっていくわけでございますが、その中で必要な事業等について、適債事業として合併特例債を使っていくという考え方でお示ししてあるということでございます。

議長（福田会長）

はい、藤江委員。

藤江委員（上河内町）

最後にしますが、当然のことながら、合併特例債は市町建設計画に盛り込まれなければならない前提ですから、そのお答えで結構ですが、その中で盛り込まれれば、それは当然尊重すると理解して終わりにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

事務局（横松政策審議室長）

基本的には、主要事業として計上するものについては、今後の財政計画の見通しを立てながら、10年間の中で執行していくものということで考えております。

議長（福田会長）

各市町の主要事業については、当然、市町建設計画の中に盛り込まれたものについて、10年間の中で、一気にはできませんから、優先順位を決めながら順次整備をしていくこ

とである。ですから、市町建設計画に盛り込まれた事業は10年間の中で行われる事業だということでございます。特例事業として当てはめるかどうかは、借金でございますので、適債事業として認められるものについては当然活用していく、こういう判断のもとに事業に取り組んでいくということでございます。

ほかにございませんか。

まだまだ市町建設計画小委員会で審議をいただくことになっておりますので、この市町建設計画については再度、ご報告をする機会があると思います。市町建設計画については、基本的には毎回、審議状況報告ができるのですか。

事務局（横松政策審議室長）

取りまとめていく段階でご報告していきます。

議長（福田会長）

市町建設計画については、小委員会の中で方向性が出たものについては、その都度、この場で報告して審議いただくことになっておりますので、次回もまたお願いすることになるかと思いますが、今日の時点でご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

それでは、ないようでございますので、ただいまご協議をいただきましたご意見等をもとに、市町建設計画小委員会の委員の皆様方には引き続きご審議をお願いいたします。

続きまして会議資料62ページの、協議第2号「地域自治制度について」は、地域自治制度の構築を地域自治制度小委員会に付託しております。現在の小委員会の審議状況について、小委員会事務局から説明を求めます。

事務局（渡辺行政経営課長）

62ページをお開きください。協議第2号「地域自治制度について」でございます。地域自治制度の次の事項について、別紙のとおり協議を求めるということで、この地域自治制度と申しますのは、地域行政機関と住民代表組織の2つから成るものでございまして、本日は、そのうちの住民代表組織についてご協議申し上げます。

63ページをお開きください。

1 平成15年11月4日、最終の任意協議会においてお示ししました骨格につきまして、概略を申し上げます。詳しくは別紙に載っております。

(1)の概要ですが、地域の総意の形成とこれを行政へ反映させる役割、また、地域づくりの核としての役割を担う。地域行政機関との協議機関とする。今後とも住民自治のさらなる拡充に向け、制度的な見直しを行うということでございます。

(2)の法的位置付けですが、諮問機関として制度的に保障いたします。

(3)の組織構成ですが、地域の総意が反映できるような組織構成とし、定数は、一定の基準を定める。選出方法は、団体推薦制や公募制など幅広い方法で選出する。任期は、一定

の活動成果が期待できる期間とする。報酬は、条例に定めた額（日額報酬）を支払う。

これが最終の任意協議会でお示ししました骨格でございます。

これを受けまして具体的に検討いたしました。今日は2番以降で具体的なものをお示しするものでございます。

2 住民代表組織に係る条例の概要。これにつきましては、個別の条例で制定していきたいと思っております。

(1) 目的。読み上げます。個性と活気あふれる魅力ある地域づくりを地域が主体となっていくことを通して、地方分権時代にふさわしい、自立した地域社会を形成していくために、住民の意向を行政に反映させる役割を担う地域住民の代表による組織を、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関として位置付け、地域住民と行政との真のパートナーシップを構築し、もって住民自治の拡充に寄与することを目的とする。

64ページの(2)、名称です。名称は、地域自治協議会といたします。この理由ですが、地方制度調査会最終答申におきましては「地域協議会」というものを考えておきまして、これをベースにいたしまして、住民自治の拡充の目的を加味したところでございます。また、この協議機関（諮問機関）につきましては、3町とも統一して地域自治協議会としたいと思っております。

(3) 設置です。市長及び地域行政機関の長の諮問機関として、各町単位に地域自治協議会を設置いたすものであります。

(4) 所掌事務です。4つ掲げております。1つ目、地域の施策・事務事業等の立案への参画ということで、地域住民の意見の集約などを踏まえ、地域の新規施策・事務事業等の立案に参画します。2つ目、全市的計画の策定への参画ということで、総合計画基本構想・基本計画の策定に際しまして、地域別の計画など、その地域に関連する部分につきまして、原案の策定に参画いたします。各種部門計画（環境福祉等）の策定に際しまして、地域計画など、その地域に関連する部分につきまして、原案の策定に参画します。3つ目、その地域に係る市町建設計画、総合計画の執行状況等につきまして、市長の諮問に応じて審議し答申すること、または市長に意見を述べること。この事務につきましては、市町建設計画は10年でございますので、10年間という限定付きとなるところでございます。4つ目、その他重要な事項ということで、その地域に関しまして重要と認められる事項につきまして、市長に意見を述べるということでございます。

65ページ、これは誰の諮問を受けるかということでございますが、先程申し上げました、の地域に関することにつきましては地域行政機関の長、特別職を一定期間配置しますので、その間は特別職。、は全市的事項ということで市長からという整理となっております。

(5) の組織です。地域自治協議会は、委員20人以内をもって組織する。委員は設置区域内に住所を有する者、設置区域内の事業所等に勤務する者で、次に掲げる者のうちから市長が委嘱するということで、各種団体から推薦された者、地元企業やNPO等から

推薦された者， 学識経験者， 公募により選任された者ということでございます。

委員定数の考え方は， 3町の議員定数あるいは本市の審議会の定数基準が20名であることを考慮いたしまして， 20人以内と定めます。ただし， 地域の人口に差異がございますから， 当然若干の減員は差し支えないものと考えております。

委員の選任につきましては， 地域の実情に精通しました地域行政機関の長が行うものいたします。

委員の構成につきましてはあくまでも地域の実情に応じて定めることで， 下の表につきましてはあくまでも一つの基準でございます。 各種団体から推薦された者は10人程度，

地元企業， NPO等は3人程度， 学識経験者については3～4人， 公募により選任された者3～4人。

次に委員の年齢についてですが， 委員につきましては， 地域の総意をより適切に反映させるため， 幅広い年齢層から選出することが望ましいことから， 若者の地域参加が求められます。そういう配慮もしていきたいと思っております。

準公選による選出につきましては， 地域の代表性や正統性をより向上させる方法でありますので， 将来的な課題として， 住民自治の熟度等を踏まえて検討してまいります。

67ページ， 委員の任期です。委員の任期は3年とし， 欠員が生じた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間， ただし再任を妨げないということです。任期は何年が妥当かということですが， 一般的な審議会の委員は2年ですが， それよりもある程度長く， しかも， あまり長過ぎると委員の固定化ということもございましたので， 3年と定めるところでございます。

委員の交代を円滑に行うこと， 組織の継続性を確保するために， 在任年数の限度は2期6年といたしました。

(7) 会務・会議の運営ですが， 会長， 会議の運営規程と一般的な規程をここで述べております。

(8) 報酬ですが， 委員の報酬は， 条例により定められた会議開催に伴う日額報酬を支払いますが， 住民自治の拡充の観点から， 自主性に基づいた活動を期待するため， 適正な日額報酬の額を今後設定してまいります。

68ページ， 3 今後の取組について。

(1) 住民自治活動との関係。既に各町に住民自治活動として連合会等いろいろとございますが， これと地域自治協議会が連携できるような体制を目指して， 必要な育成・支援を行う必要があるのではないかと。

(2) 代表性の確保。地域の総意を形成し， 行政に反映させていく重要な役割を担うことから， よりたくさんの方が参加できる仕組みを考えればよろしいわけです。例えばここに書いてありますように， 100人委員会制度なども考えられるわけですが， 住民自治の現状や組織運営を考慮しますと， 現時点においては困難と言わざるを得ない。将来的には， 地域自治協議会の下に参加制限を設けない部会等を設ける等の工夫を検討してまいりたいと

思っております。

(3) 地域自治制度と自治基本条例制定への取組との関係ですが、自治基本条例と申しますのは、自治体運営の基本原則、住民参加のルール等を定めるものでございまして、今回住民自治の拡充を目的とした地域自治のあり方についても、大きな要素となってくるわけでございます。そうしたことを条例の中で位置付けて恒久性を担保する必要があるのではないかということです。2つ目は、合併後、新市全体の住民の参画を基盤として、議論を重ねながら、速やかに策定を目指していきたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（福田会長）

63～68ページまで、地域自治制度につきまして事務局の説明が終わりました。ご意見等をお願いいたします。はい、稲葉委員。

稲葉委員（上三川町）

66ページ「各種団体から推薦された者(10人程度)」ということになっておりますが、私は女性の立場から、今は男女共同参画時代ということで、これを課題として取り組んでいるわけです。若手の起用もすばらしいことですが、男女の差もなるべく縮めていただきたいと思います。性別の偏りがないようにという点を盛り込んでいただけないかどうか。これが盛り込まれますと、より一層、地域自治制度について多方面から意見が出るのではないかと思います、いかがでしょうか。

議長（福田会長）

はい、事務局。

事務局（渡辺行政経営課長）

合併協議会の前に小委員会がございまして、小委員会でもその話題が出たところでございます。現在、宇都宮市におきましては、審議会等の女性委員の比率は20%となっておりますが、16年度から30%に引き上げる予定でございます。

そうしたことが背景にあるのですが、この中に女性の比率のことも入れておいた方がよろしいかと思しますので、検討させていただきます。

稲葉委員（上三川町）

よろしくお願いたします。以上です。

議長（福田会長）

「入れておいた方がいい」ではなくて、「入れておくべき」ですね。ほかにございません

か。

福田（栄）委員（河内町）

住民代表組織これは概ね10年ということです。自治制度については、とりあえず10年だけなのか。その後はどうするのか。それと同時に、組織は各分野から代表を募って、地域の諸々の意見を述べるということですが、例えばそれが市の予算編成等まで反映されるのかどうかお聞きしたいと思います。

議長（福田会長）

はい、事務局。

事務局（渡辺行政経営課長）

1点目の、住民代表組織は10年で終わってしまうのかということですが、先程のご説明で、64ページに所掌事項として4つほど掲げましたが、その中の3番目については、市町建設計画といいますのは向こう10年間というお話ですので、この件に関しましては10年で終わるわけですが、地域自治協議会は恒久的、永久的な存在ということで、条例できちんと定めます。

2つ目の、地域で行ういろいろな事業に対しまして、地域の意見をどのように反映させられるかということですが、この協議会そのものが、そういったものを議論していただいて、地域行政機関で組む予算の中に反映できるように考えているところでございます。

議長（福田会長）

私も錯覚してしまったのですが、地域自治協議会は10年で終了するものではなくて、幾つかの項目のうち、市町建設計画の中の各地域の主要事業等の特例事業は10年をもって終了する。ですから、その審議については終了しますが、それ以外の地域のまちづくりについては、引き続き条例で担保して、地域自治協議会は継続していくということでございます。

ほかにございませんか。沼田先生、中村先生、地域自治制度について今回ご説明したところのポイント、特徴あるいは今後さらに詰めていくべきところを、先生の立場からご意見をいただければと思います。

沼田委員（学識経験者）

きょうは多分意見を言わなくていいのだろうと思って伺っていたのですが、指名でございますので感想を申し上げます。

この間、国の地方制度調査会が最終答申を出しました。6ページぐらいにわたって詳しく、国は地域自治組織といいます、これを作ったのですが、これを法案にしていくプロ

セスを聞いてみますと、意外と評判倒れみたいな格好になるのだなという印象が強くあります。むしろ今、説明していただいた合併協議会の仕組みの方が、はるかに内容的に豊富なものを持っていますし、制度としても非常に進んでいると思います。また、自治基本条例にこれを位置付けるというのも、恐らく全国にない発想です。この点だけを見ても、非常に画期的な検討を今私どもはやっているのだなと、自画自賛していいのだろうなと思います。

ただ、これからいろいろ紆余曲折があるわけですが、代表委員として先程女性委員の話が出ましたが、女性は当然として、地域の総意というのであれば、外国人住民をどうするのか等、いろいろな問題がこれから先に出てくるだろうと思います。これは小委員会では言いませんでしたが、そういう小さな手直しをしながら、よりよいものにしていけたらと思います。ぜひ皆様のご協力をお願いしたいと思います。

議長（福田会長）

ありがとうございます。では中村委員。

中村委員（学識経験者）

当初これを見たときに、最初の任意のときの枠組みは1市4町で、今は1市3町ということで当時から変わってきましたが、関係の合併の市町にこういうものを置くということで、なぜ宇都宮に地域自治協議会がないのかなと素朴な疑問を持ったのですが、それは議論の中身を教えてもらう過程で自分なりに納得いたしました。

それはともかく、一言私の感想のレベルになりますが。1市3町の合併をめぐる議論そのものがどれだけ住民の関心を呼んで、住民との距離を縮められるかということが、そのまま地域自治協議会の今後の方向を左右するのではないかと思います。ですから合併の議論をどんどん出して行って、住民の関心をもっともっと呼んでいただく。ちょっと今のままではという思いも……。私は宇都宮市民なので勝手な憶測もあるのですが、もっと住民の関心を引き上げて行って、住民の間で議論をしてもらう、そういう密度の濃さが地域自治協議会の今後の方向性を左右するのではないかと思います。合併した後の問題ではなくて、まさにこれからの問題だということを感じております。以上です。

議長（福田会長）

両先生のお話もお聞きしたわけですが、それを踏まえて、ご意見等がございましたらお願いいたします。

それでは、これにつきましても、この後また小委員会で議論をしていただいて、この場で報告をし、議論いただく予定になっておりますので、この次までに自分が今日感じたことが事務局から報告がないということであれば、次回にまたご指摘いただきたいと思います。

ただ、今、重要な話がございました。中村先生からの意見で、今回の合併に移行する時間の中で、住民の方々との意見交換を深めていくことによって、地域自治制度も中身がより詰まったもの、重要性の高いものとなる。合併してからの問題ではなくて合併までの期間が大切であるというご指摘をいただきました。これらにつきましては、1市3町の住民の皆様方と接する機会をこれから多く持っていくわけですが、その中で意見交換をし、さらに内容を深めていければと考えておりますので、各委員におかれましてもよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、ご意見ございませんか。

ないようでございますので、ただいまご協議をいただきましたご意見等をもとに、地域自治制度小委員会の委員の皆様方には、引き続きご審議をお願いいたします。

次に会議次第7の「その他」に移ります。事務局で何かありましたらお願いします。

事務局（大林事務局次長）

事務連絡がございます。今後のスケジュールですが、第3回の法定合併協議会を4月16日の金曜日、午後2時より、宇都宮市役所14階の大会議室で行う予定でございます。委員の皆様方には追ってご通知を申し上げますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

議長（福田会長）

ほかに皆さんからございませんか。はい、猪瀬副会長。

猪瀬副会長

副会長を仰せつかっております猪瀬でございます。今日は大変お疲れさまでございます。私は強い強い要望として、委員の皆様また推進室の室長以下皆さんにお願ひしておきたいのですが、今までの会議は大体頭に入っていることなのだろうと思ひます。これから先は、中村先生も指摘されましたように、地域の自治とは何なのか、あるいは市町建設計画とは何なのか、本格的に細かいところに入っていきはざです。合併は、大げさでも何でもなく、私たちにとっては命がけの問題でございます。そういう中で、事務局に強い要望として申し上げますが、全国至るところで大きな都市と小さな町村が合併をしていく。

具体的に申し上げますと、宇都宮市45万人と上三川町が3万人、河内町が3万5,000人、上河内町が1万人です。45万人の行政と3万人の行政はちょっと違う。議会活動も当然違ってくる。こういうものが全てに出てくるだろうと思ひます。いろいろな計画の中では、地域の発展・振興・文化の継承と出ておりますが、戦後60年、昭和30年の合併からでも50年、極めて生活に密着した文化というものが根付いているわけです。

合併というのは、私も3年半前から、多分一番勉強してきたかなと、あとは余り勉強してこなかったものですから……。市町村の合併の特例に関する法律は昭和40年4月1

日からスタートしているのですが、分からない。少し分かってきたかな、いよいよ本格的かなという気がするのですが、いわゆる45万人の行政運営をする議会という立法機関や行政機関のあり方とは、また違うわけです。町民の皆さんのいろいろなご意見を集約するのが、民主主義の原則にのっとっておいでになっております委員の方だろうと思います。そういう中で、本格的な議論はこれからです。法的には平成17年3月31日は極めて難しいだろうと思います。501億円という数字が出ておりますが、この使い方につきましても、あるいは執行計画につきましても、地域自治とはどういうことなのか、非常に難しい問題が出てまいります。そういうものも一番いいものをぜひひとつ勉強していただきたいと思います。

委員の皆様には、それぞれの町民の皆さんのご意見を聞いて、説得できるものは説得していかないといけないと思います。合併だから皆、金を使ってしまえということはやはり外していかないといけない、けれども……。なぜ合併をしなくてはならないかということとは、私は申し上げませんが、特例債の使い方からいろいろな執行の仕方、自治の充実、分権、こういうものは読めますし書けますが、大変難しい問題であろうと思っています。

イラクについてのアメリカの大義ではございませんが、私たちがなぜ併合合併を選んでいったか。そんなに難しいことではない。45万人と3万とか4万人が対等でやることは決して私は望まない。非常に常識という線の引きづらいところから出発しております。簡単と言えば簡単になるのですが、やはり併合には併合の良さがあるわけですから、その辺をよく理解をしていただいて、将来15年、20年後には、私は個人的には間違いなく道州制が導入されるだろうと思います。そうでないと国はやっていけませんから。少なくともそのときあたりまでには、宇都宮市の近隣の私たちにとりましては大きな夢や大義、町民や市民の生活が向上し、県と同じだけの権限を持つ政令指定都市を狙うわけでございます。合併の細かいところを余り言い出しますと、合併は極めて難しくなるだろうと思います。委員の皆様と推進室の皆様には大変ご迷惑をかけることになると思いますが、一肌脱いで私たちも頑張っただけですので、その点をよろしくお願い申し上げます。貴重な時間をどうもありがとうございました。

議長（福田会長）

首長さんの意見を一度も聞いたことがないのですが、玉生町長さん、手塚町長さん何かご意見はございますか。

玉生副会長

猪瀬副会長からございましたように、今後の詰めが非常に将来を左右することになってくるかと思えます。各地区それぞれの委員さん、また執行部も、住民の意見を十分に聞いた上で最終決断をしていきたいと考えておりますので、委員の皆さんにもよろしく願いいたします。

手塚副会長

上河内町の手塚です。まだ今の段階では余り多くのことを言うべきではないと思っています。第2回ということで、だんだんこれから佳境に入る。地ならしが終わった段階で、これから具体論に入ってくるということだろうと思います。その具体論の過程で、どの程度自分の我や自分の地域エゴを出すか、もしくは、将来を考えながらどこで我慢をするか妥協するか、そして住民の幸せをどのように持っていったらいいのかを考えるのは、これからだと思います。しかし、それには事実と現実的な課題に対する対応がベースになるのではないかと考えています。その辺はお互いが広い気持ちを持って、この地域にとって一番良かれという結果にできるように頑張っていきたいと思っていますので、よろしく願います。

議長（福田会長）

ありがとうございました。

それでは終了といたしますが、先程の私の発言を撤回します。消防団の報酬が栃木県は高いと申し上げましたが、栃木県を除く全国は低いと訂正いたしますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは、ほかにないようでございますので、「第2回宇都宮地域合併協議会」を終了させていただきます。今後ますます複雑な問題での協議が多くなってまいります。委員の皆様方におかれましては、今後とも新しいまちづくりのためにご尽力をお願いしたいと考えております。本日は長時間にわたりましてご協議をいただき、ありがとうございました。

午後3時34分 閉会